

平成七年政令第四百九号

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令
内閣は、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（平成七年法律第六十三号）附則第四条第六号（同条第七号の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第七条第一号及び第三号（一）の規定を同法附則第十三条第二号イにおいて準用する場合を含む。）、第十条第一号並びに第十八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（定義）

第一条 この政令において、「旧法契約」、「二年法契約」、「区分掛金納付月数」、「一部施行日前区分掛金納付月数」、「旧最高掛金月額」、「計算月」とは、それぞれ中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第四条第一号に規定する旧法契約、同条第二号に規定する二年法契約、同条第三号に規定する区分掛金納付月数、同条第四号に規定する一部施行日前区分掛金納付月数、同条第五号に規定する旧最高掛金月額、同条第八号に規定する計算月をいう。

（改正法附則第四条第六号の算定した額）

第二条 改正法附則第四条第六号に規定する従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる被共済者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（一）旧法契約の被共済者 次のイからハまでに掲げる掛金月額の区分（改正法附則第四条第三号に規定する掛金月額の区分）に応じ、当該イからハまでに定める額

イ 千二百円を超えない部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄に定める金額の十二分の一の金額を加算した金額

ロ 千二百円を超えて、旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分（改正法附則第四条第三号に規定する掛金月額の区分）に応じ、同表の第二欄に掲げる月数に応じ、同表の第三欄に定める金額

場合において、次の（一）又は（二）に掲げる場合に該当するときは、当該（一）又は（二）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄に定める金額

（1） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同月前の期間に係る掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。 当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

（2） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。 当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

ハ 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（二）二年法契約の被共済者 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（改正法附則第四条第七号の規定によりその例によることとされる同条第六号の算定した額）

第三条 改正法附則第四条第七号の規定によりその例によることとされる同条第六号に規定する従前の算定方法により算定した額は、次の各号に掲げる被共済者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（一）旧法契約の被共済者 次のイ又はロに掲げる掛金月額の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ 旧最高掛金月額を超えない部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第二欄（掛金月額の変更があつた場合において、次の（一）又は（二）に掲げる場合に該当するときは、当該（一）又は（二）に定める掛金月額の区分については、同表の第三欄）に定める金額

（1） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日前である場合において、同月前の期間に係る掛金月額の最高額を超える掛金月額が同月以後にあるとき。 当該最高額を超える部分の掛金月額の区分

（2） 旧法契約の効力が生じた日が昭和五十五年十二月一日以後である場合において、当該効力を生じた日における掛金月額を超える掛金月額があるとき。 当該効力を生じた日における掛金月額を超える部分の掛金月額の区分

ロ 旧最高掛金月額を超える部分の掛金月額の区分 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（二）二年法契約の被共済者 一部施行日前区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ同表の第五欄に定める金額

（改正法附則第七条第二号の算定した額）

第四条 改正法附則第七条第二号に規定する従前の算定方法により算定した額は、千二百円を超えない部分の掛金月額の区分にあっては、区分掛金納付月数についての別表の第一欄に掲げる月数に応じ、同表の第五欄に定める金額（改正法附則第七条第三号の算定した額）

第五条 第二条の規定は、改正法附則第七条第三号に規定する従前の算定方法により算定した額について準用する。この場合において、第二条中「一部施行日前区分掛金納付月数」とあるのは、「区分掛金納付月数」と読み替えるものとする。

（過去勤務期間通算制度導入の際の特例申出に係る被共済者に対する改正法附則第九条の規定の適用）

第六条 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出に係る被共済者であつて、当該申出をした日の属する月から五年（過去勤務期間が五年に満たないときは、当該過去勤務期間の年数）を経過する月までの一部の月につき過去勤務金が納付されていないものに対する改正法附則第九条（改正法附則第十三条第二号ハにおいて準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正法附則第九条中「退職金共済契約の効力が生じた日」とあるのは、「中小企業退職金共済法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十五号）附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同法による改正後の中小企業退職金共済法第二十一条の二第一項の規定による申出をした日」と、「掛金納付月数」とあるのは、「当該申出をした日の属する月以後の期間に係る掛金納付月数」とする。

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

二 二 七 月	一 七 四 月	三 一 、 七 九 〇 円	三 一 、 一 五 〇 円	四 二 、 三 九 〇 円	二 六 、 九 四 〇 円
四 四 、 七 八 〇 円	四 四 、 四 五 〇 円	三 一 、 七 九 〇 円	三 一 、 四 三 〇 円	三 一 、 七 〇 円	二 七 、 一 六 〇 円
四 三 、 八 八 〇 円	四 三 、 五 六 〇 円	三 一 、 七 九 〇 円	三 一 、 九 八 〇 円	四 三 、 一 三 〇 円	二 七 、 三 八 〇 円
五 九 、 七 一 〇 円	五 九 、 二 七 〇 円	五 八 、 三 九 〇 円	五 八 、 三 九 〇 円	四 九 、 二 三 〇 円	二 八 、 九 四 〇 円
三 七 、 四 四 〇 円	三 七 、 九 〇 円	三 六 、 六 三 〇 円	三 六 、 六 三 〇 円	三 一 、 二 五 〇 円	二 七 、 一 六 〇 円

三〇六月	八一、九四〇円	八〇、三〇〇円	一〇九、二五〇円	六六、六二〇円
三〇七月	八二、四六〇円	八〇、八一〇円	一一九、九五〇円	六七、〇二〇円
三〇八月	八三、五〇〇円	八一、三二〇円	一一〇、六四〇円	六七、四二〇円
三〇九月	八四、〇二〇円	八二、八六〇円	一一一、三三〇円	六八、二二〇円
三一〇月	八四、五五〇円	八三、三八〇円	一一二、七三〇円	六九、〇三〇円
三一一月	八五、〇八〇円	八三、九〇〇円	一一三、四四〇円	六九、四四〇円
三一二月	八五、六一〇円	八四、四二〇円	一一四、一五〇円	六九、八五〇円
三一〇月	八六、一四〇円	八五、五三〇円	一一四、八五〇円	六九、六二〇円
三一〇月	八六、六八〇円	八六、〇七〇円	一一五、五七〇円	七〇、二六〇円
三一〇月	八七、二二〇円	八七、六一〇円	一一六、二九〇円	七一、五一〇円
三一〇月	八八、三〇〇円	八八、一五〇円	一一七、〇一〇円	七一、〇九〇円
三一〇月	八八、八五〇円	八八、六九〇円	一一八、四七〇円	七二、三五〇円
三一〇月	八九、四〇〇円	八九、六九〇円	一一九、九三〇円	七二、七七〇円
三一〇月	八九、五五〇円	八九、二四〇円	一一〇、六七〇円	七三、一九〇円
三一〇月	九一、〇六〇円	九〇、九〇〇円	一一一、四一〇円	七三、六二〇円
三一〇月	九一、六二〇円	九〇、三四〇円	一一二、一六〇円	七四、〇五〇円
三一〇月	九二、一八〇円	九〇、五七〇円	一一三、九一〇円	七四、四八〇円
三一〇月	九二、七五〇円	九一、四五〇円	一一四、四三〇円	七五、三四〇円
三一〇月	九三、三二〇円	九二、〇一〇円	一一五、一九〇円	七五、七八〇円
三一〇月	九三、八九〇円	九二、五七〇円	一一六、七二〇円	七六、二三〇円
三一〇月	九四、四六〇円	九二、五九〇円	一一七、四九〇円	七七、九九〇円
三一〇月	九四、六二〇円	九三、一四〇円	一一八、二七〇円	七八、四四〇円
三一〇月	九五、七五〇円	九四、八四〇円	一一九、〇四〇円	七八、二五〇円
三一〇月	九七、九六〇円	九五、四二〇円	一二〇、六一〇円	七八、九九〇円
三一〇月	九八、五五〇円	九六、〇〇〇円	一二一、四〇〇円	七八、七九〇円
三一〇月	九九、一五〇円	九六、一七〇円	一二二、二〇〇円	七八、四五〇円
三一〇月	九九、七五〇円	九七、七六〇円	一二三、〇四〇円	七八、二五〇円
三一〇月	九九、五四〇円	九八、三四〇円	一二四、八〇〇円	七八、一七〇円
三一〇月	一〇〇、三五〇円	九八、五八〇円	一二五、六一〇円	七八、九〇〇円
三一〇月	一〇〇、九六〇円	九九、七六〇円	一二六、二四〇円	八一、六三〇円
三一〇月	一〇一、五七〇円	一〇〇、一四〇円	一二七、〇五〇円	八一、五六〇円
三一〇月	一〇一、七九〇円	一〇〇、七三〇円	一二八、六一〇円	八一、七九〇円
三一〇月	一〇二、一八〇円	一〇〇、一四〇円	一二九、八三〇円	八〇、二五〇円
三一〇月	一〇三、四一〇円	一〇一、三四〇円	一二三、〇四〇円	八〇、二五〇円
三一〇月	一〇四、六五〇円	一〇一、九五〇円	一二四、六一〇円	八〇、七一〇円
三一〇月	一〇五、二七〇円	一〇一、五六〇円	一二五、四三〇円	八二、〇九〇円
三一〇月	一〇六、五三〇円	一〇三、七八〇円	一二六、二四〇円	八二、五六〇円
一〇四、四〇〇円	一〇三、一六〇円	一三九、五三〇円	一二七、〇五〇円	八三、〇三〇円
一〇四、四〇〇円	一四〇、三六〇円	一三九、五三〇円	一二八、七一〇円	八三、九七〇円
一〇四、四〇〇円	一四一、二〇〇円	一三九、五三〇円	一二九、八〇〇円	八四、四四〇円
一〇四、四〇〇円	一四二、〇四〇円	一三九、五三〇円	一二七、〇五〇円	八四、九一〇円
八五、三九〇円	八五、三九〇円	八三、九七〇円	一一〇、二五〇円	六六、六二〇円

五一六月	二八四、二七〇円	二七八、五八〇円	三七九、〇三〇円	一一三、九四〇円
五二七月	二八五、七七〇円	二八〇、〇五〇円	三八一、〇三〇円	一一四、九九〇円
五二八月	二八七、二八〇円	二八一、五三〇円	三八三、〇四〇円	一一六、〇四〇円
五二九月	二八八、七九〇円	二八三、〇一〇円	三八五、〇五〇円	一一七、一〇〇円
五三〇月	二九〇、三一〇円	二八四、五〇〇円	三八七、〇八〇円	一一八、一七〇円
五三一月	二九一、八四〇円	二八六、〇〇〇円	三八九、一二〇円	一一九、二四〇円
五三二月	二九三、三八〇円	二八七、五一〇円	三九一、一七〇円	一一一〇、三一〇円
五三三月	二九四、九三〇円	二八九、〇三〇円	三九三、二四〇円	一一一、三九〇円
五四四月	二九六、四八〇円	二九〇、五五〇円	三九五、三一〇円	一一二、四七〇円
五四五月	二九八、〇四〇円	二九二、〇八〇円	三九七、三九〇円	一一三、五六〇円
五四六月	二九九、六一〇円	二九三、六二〇円	三九九、四八〇円	一一四、六六〇円
五四七月	二九九、一九〇円	二九五、一七〇円	四〇一、五九〇円	一一五、七六〇円
五四八月	三〇一、七七〇円	二九六、七一〇円	四〇三、六九〇円	一一六、八六〇円
五四九月	三〇二、三六〇円	二九八、二七〇円	四〇五、八一〇円	一一七、九七〇円
五四〇月	三〇五、九六〇円	二九九、八四〇円	四〇七、九五〇円	一一九、〇八〇円
五四一月以上の月数	三〇五、九六〇円につき一、六〇〇円を加算した金額	二九九、八四〇円につき一、五七〇円を加算した金額	四〇七、九五〇円につき一、一四〇円を加算した金額	一一九、〇八〇円につき一、一一〇円を加算した金額